

令和4年第3回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和4年9月28日(水)午前10時開議

第1 諸般の報告

議案の提出について

第2 議案第52号令和4年度長久手市一般会計補正予算（第8号）

(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、委員会付託)

第3 認定第1号から認定第8号まで及び議案第41号から議案第52号まで並びに請願第2号

(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)

第4 議員派遣の件

予算決算委員会

R4. 9. 28

議案番号 件 名

議案第 52 号 令和 4 年度長久手市一般会計補正予算（第 8 号）

議員派遣の件

令和4年9月28日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第117条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

議会交流事業

1 目的

南木曽町議会、長久手市議会の相互理解と交流

2 派遣場所

長野県南木曽町

3 期間

令和4年10月17日（月）

4 派遣議員

全議員

議員派遣の件

令和4年9月28日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第117条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

第10回長久手市議会議会報告会

1 目的

長久手市商工会との意見交換

2 派遣場所

長久手市商工会館

3 期間

令和4年11月22日（火）

4 派遣議員

全議員

議員派遣の件

令和4年9月28日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第117条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

第17回全国市議会議長会研究フォーラム

1 目的

議会の機能向上策の研究

2 派遣場所

長野県長野市

3 期間

令和4年10月19日（水）から10月20日（木）までの2日間

4 派遣議員

議長

長久手市条例第　　号

長久手市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

前文

第1章　　総則（第1条—第3条）

第2章　　個人情報等の取扱い（第4条—第16条）

第3章　　個人情報ファイル（第17条）

第4章　　開示、訂正及び利用停止（第8条）

　　第1節　　開示（第8条—第29条）

　　第2節　　訂正（第30条—第36条）

　　第3節　　利用停止（第37条—第42条）

　　第4節　　審査請求（第43条—第45条）

第5章　　雑則（第46条—第51条）

第6章　　罰則（第52条—第56条）

附則

第1章　総則

(目的)

第1条 この条例は、長久手市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに關し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音

声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるこことなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に關し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、長久手市情報公開条例(平成13年長久手市条例第24号。以下「情報公開条例」という。)第2条に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を

用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもののをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人

を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

1 1 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

1 2 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

1 3 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。
(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、

財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いにおいて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第52条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいも

のとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会（人事委員会）、農業委員会、固定資産評価委員会、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会事務局又は職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、 利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供して はならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項 第1号	本人の同意があるとき、又 は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保 護のために必要がある場合で あって、本人の同意があり、 又は本人の同意を得ることが 困難であるとき
第37条第1項 第1号	又は第12条第1項及び 第2項の規定に違反して 利用されているとき	第12条第5項の規定により 読み替えて適用する同条第1 項及び第2項（第1号に係る 部分に限る。）の規定に違反し て利用されているとき、番号利 用法第20条の規定に違反し て収集され、若しくは保管 されているとき、又は番号利 用法第29条の規定に違反し て作成された特定個人情報フ ァイル（番号利用法第2条第 9項に規定する特定個人情報 ファイルをいう。）に記録され

		ているとき
第37条第1項 第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第48条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方針に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するため、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

（1）個人情報ファイルの名称

- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 次条第1項、第30条第1項又は第37条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第30条第1項ただし書又は第37条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
 - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第47条において「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開

示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(情報公開条例第〇〇条に規定する情報を除く。)又は情報公開条例第〇〇条に規定する情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない

(1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に

規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事實の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行

- 為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否すること

ができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から60日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第44条第2項第3号及び第45条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第44条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されている

ときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならぬ。
- 4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第30条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第37条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第47条において「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

第31条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第32条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第33条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決

定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
(訂正決定等の期限)

第34条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第31条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第35条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 訂正決定等をする期限
- 2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第36条 議長は、第33条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第37条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）

に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第47条において「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第38条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第39条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を

しなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第40条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第41条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第38条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第42条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第43条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、〇〇条例（〇〇年〇〇条例第〇〇号）第〇〇条に規定する〇〇個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第45条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雜則

（適用除外）

第46条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報提供等）

第47条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第48条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審議会への諮問）

第49条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、〇〇条例（〇〇年〇〇条例第〇〇号）第〇〇条に規定する〇〇個人情報保護審議会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第50条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第51条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第56条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2

3

令和4年度 市議会年間日程案

第1回臨時会・第2回定例会会期日程（案）			
月	日付	曜日	会期26日間
5月	2	月	
	3	火	
	4	水	
	5	木	
	6	金	10:00 正副二役打合せ
	7	土	
	8	日	
	9	月	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明
	10	火	
	11	水	
	12	木	
	13	金	
	14	土	
	15	日	
	16	月	10:00 臨時会
	17	火	予備日
	18	水	
	19	木	
	20	金	
	21	土	
	22	日	
	23	月	10:00 正副二役打合せ
	24	火	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明
	25	水	
	26	木	
	27	金	
	28	土	
	29	日	
	30	月	
	31	火	通告受付
6月	1	水	通告締切り
	2	木	
	3	金	
	4	土	
	5	日	
	6	月	
	7	火	10:00 議会運営委員会
	8	水	
	9	木	10:00 開会日
	10	金	10:00 質疑・委員会付託 散会後 予算決算委員会
	11	土	
	12	日	
	13	月	9:30 常任委員会
	14	火	
	15	水	
	16	木	
	17	金	予備日
	18	土	
	19	日	
	20	月	
	21	火	
	22	水	9:30 予算決算委員会
	23	木	予備日
	24	金	
	25	土	
	26	日	
	27	月	10:00 議会運営委員会
	28	火	休会日
	29	水	10:00 閉会日
	30	木	
	1	金	
7月	2	土	
	3	日	
	4	月	10:00 閉会日

第3回定例会会期日程（案）			
月	日付	曜日	会期31日間
8月	15	月	10:00 正副二役打合せ
	16	火	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明
	17	水	
	18	木	
	19	金	
	20	土	
	21	日	
	22	月	通告受付
	23	火	通告締切り
	24	水	
	25	木	10:00 議会運営委員会
	26	金	
	27	土	
	28	日	
	29	月	10:00 開会日
	30	火	10:00 質疑・委員会付託 散会後 予算決算委員会
	31	水	休会日
	1	木	休会日
	2	金	休会日
	3	土	
	4	日	
	5	月	9:30 常任委員会
	6	火	
	7	水	
	8	木	
	9	金	↓ 予備日
	10	土	
	11	日	
	12	月	予備日
	13	火	休会日
	14	水	9:30 一般質問
	15	木	9:30 一般質問
	16	金	9:30 一般質問
	17	土	
	18	日	
	19	月	
	20	火	予備日
	21	水	9:30 予算決算委員会
	22	木	予備日
	23	金	
	24	土	
	25	日	
	26	月	10:00 議会運営委員会
	27	火	休会日
	28	水	10:00 閉会日
	29	木	
	30	金	

第4回定期例会会期日程（案）			
月	日付	曜日	会期26日間
11月	7	月	
	8	火	9:00 正副二役打合せ
	9	水	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明
	10	木	
	11	金	
	12	土	
	13	日	
	14	月	
	15	火	通告受付
	16	水	通告締切り
	17	木	
	18	金	
	19	土	
	20	日	
	21	月	10:00 議会運営委員会
	22	火	
	23	水	
	24	木	10:00 開会日
	25	金	10:00 質疑・委員会付託 散会後 予算決算委員会
	26	土	
	27	日	
	28	月	休会日
	29	火	9:30 常任委員会
	30	水	
12月	1	木	
	2	金	↓
	3	土	
	4	日	
	5	月	予備日
	6	火	予備日
	7	水	9:30 一般質問
	8	木	9:30 一般質問
	9	金	9:30 一般質問
	10	土	
	11	日	
	12	月	予備日
	13	火	9:30 予算決算委員会
	14	水	予備日
	15	木	10:00 議会運営委員会
	16	金	休会日
	17	土	
	18	日	
	19	月	10:00 閉会日
	20	火	
	21	水	
	22	木	
	23	金	

第1回定期例会会期日程（案）			
月	日付	曜日	会期25日間
1月	30	月	
	31	火	
2月	1	水	
	2	木	10:00 正副二役打合せ
	3	金	
	4	土	
	5	日	
	6	月	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明
	7	火	
	8	水	
	9	木	
	10	金	
	11	土	
	12	日	
	13	月	通告受付
	14	火	通告締切り
	15	水	
	16	木	
	17	金	10:00 議会運営委員会
	18	土	
	19	日	
	20	月	
	21	火	10:00 開会日
	22	水	10:00 質疑・委員会付託 散会後 予算決算委員会
	23	木	
	24	金	9:30 常任委員会
	25	土	
3月	26	日	
	27	月	9:30 常任委員会
	28	火	
	1	水	↓
	2	木	予備日
	3	金	予備日
	4	土	
	5	日	
	6	月	9:30 一般質問
	7	火	休会日
	8	水	9:30 一般質問
	9	木	9:30 一般質問
	10	金	予備日
	11	土	
	12	日	
	13	月	9:30 予算決算委員会
	14	火	予備日
	15	水	10:00 議会運営委員会
	16	木	休会日
	17	金	10:00 閉会日

※定期会及び臨時会の会期日程については、あくまでも（案）です。各定期会（臨時会）の一つ前の定期会の2回目の議会運営委員会で正式に決定します。

市制施行10周年記念事業 長久手市子ども議会

子ども議員名簿

学校名	学年	ふりがな 氏名	学年	ふりがな 氏名
長久手中学校	3年	まつしろ そうたろう 松代颯太郎	3年	みやた あつき 宮田篤希
南中学校	3年	たなか あさひ 田中朝陽	3年	はやし しょうま 林翔馬
北中学校	3年	ありかわ ことは 有川琴葉	3年	たむら りの 田村梨乃
長久手小学校	6年	たかぎ りょうた 高木陵汰	5年	きむら りく 木村凌久
東小学校	6年	きとう 鬼頭ひより	6年	かすかみ りこ 霞上莉子
西小学校	6年	こにし 小西さくら	6年	いなはた ゆうり 稻畑悠利
南小学校	6年	たかはし あつひこ 高橋篤彦	6年	うわみ ぜんじろう 上見善次郎
北小学校	6年	はやし そら 林蒼空	6年	うちだ ことこ 内田琴子
市が洞小学校	6年	さなだ えいと 真田瑛音	6年	ふじた こうたろう 藤田康太郎

10月1日(土) 子ども議会スケジュール

1 持ち物 しおり、質問通告書、筆記用具、水筒、シナリオなど
※ 服装は自由(制服も可)

2 日 程

時 間	スケジュール	活動内容・留意事項
9:10	受付【議場入口横】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 西庁舎外の階段を上がり、渡り廊下を渡って本庁舎にお入りください。 ○ 名札、バッジを受け取り、議席に着席します。 ○ 市職員の配席表とアンケート用紙が議席に置いてあります。 ○ アンケートは10月7日までに議会事務局へ提出してください。 <p>※保護者の方へ 北中学校区の子ども議員及び田中議長の保護者は傍聴席へ、それ以外の保護者は委員会室へお入りください。</p>
9:20	オリエンテーション【議場】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市職員の自己紹介、今日の予定、アンケート、子ども議員による報告等の留意事項を聞きます。
9:30	子ども議会開会 議長の交代 川合議長→南中学校田中議長 一般質問 (グループ1) ①北中学校 有川議員、田村議員 ②北小学校 林議員、内田議員 ③西小学校 小西議員、稻畑議員	<ul style="list-style-type: none"> ○ しおりP7「本会議、一般質問の流れ」参照してください。 ○ 一般質問は答弁を含めて1校あたり10分です。 ○ 残り1分と、10分経過したところでブザーが鳴りますが、質問の途中であればそのまま質問を続けてください。
10:10		休憩
		<p>※保護者の方へ 南中学校区の子ども議員及び松代議長の保護者は傍聴席へ、それ以外の保護者は委員会室へお入りください。</p>
10:20	議長の交代 南中学校田中議長→長久手中学校松代議長 一般質問 (グループ2) ④南中学校 田中議員、林議員 ⑤市が洞小学校 真田議員、藤田議員 ⑥南小学校 高橋議員、上見議員	
10:55		休憩
		<p>※保護者の方へ 長久手中学校区の子ども議員及び田村議長の保護者は傍聴席へ、それ以外の保護者は委員会室へお入りください。</p>
11:05	議長の交代 長久手中学校松代議長→北中学校田村議長 一般質問 (グループ3) ⑦長久手中学校 松代議員、宮田議員 ⑧東小学校 鬼頭議員、霞上議員 ⑨長久手小学校 高木議員、木村議員 議長の交代 北中学校田村議長→川合議長	
11:40		休憩
		<p>※保護者の方へ 委員会室の保護者は傍聴席へ移動(人数が多い場合は調整させていただきます。)</p>
11:45	子ども議員による報告 市長あいさつ 議長あいさつ 子ども議会閉会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北中→北小→西小→南中→市小→南小→長中→東小→長小の順に、子ども議会に参加した感想などを各自の議席で起立して発言してください。
11:55	終わりのあいさつ 写真撮影	<ul style="list-style-type: none"> ○ お礼の言葉、連絡事項、写真撮影等の説明を聞きます。
12:00	終了予定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名札は議席に置いて帰ってください。 ○ バッジはお持ち帰りください。

3 その他

- 議場内の写真撮影等はできませんのでご了承ください。議会側で撮影したものを後日、各学校へ提供させていただきます。閉会後は議場内外で撮影していただいて結構です。
- 撮影した画像などを個人のSNS等にアップする際は、ご自分のお子様以外は映りこまないよう、ご配慮願います。
- 進行状況により終了時間が遅れる場合があります。

長久手市市制施行10周年記念事業長久手市議会「子ども議会」
発言通告書 質問事項一覧表

質問順	学校名	大項目 番号	質問事項(タイトル)
1	北中学校	1	子ども医療費助成制度について
2	北小学校	1	学校生活をにぎやかに
		2	長久手市とジブリパークについて
3	西小学校	1	ゴミのカラスひがいについて
4	南中学校	1	デジタル学習について
		2	プリントのデジタル化について
5	市が洞小学校	1	地域との交流
6	南小学校	1	公園のきけんか所について
7	長久手中学校	1	公園の設備について
		2	誰もが使いやすいトイレにするために
8	東小学校	1	学校生活について
		2	体育館のエアコン設置について
		3	水道水をあたたかくすることについて
9	長久手小学校	1	だれもが安心して外出できる街づくりについて
		2	安全な道路について

受付	子ども議会個人質問 令和4年8月25日	第1号 時 分
----	------------------------	------------

子ども議会発言通告書

令和4年8月25日

長久手市子ども議会議長 殿

長久手市子ども議会議員
北中学校 有川 琴葉
田村 梨乃

子ども議会の規定により下記のとおり通告します。

質問事項及び要旨	
	子ども医療費助成制度について <p>私たち、小中学生、成長期のため、運動のやりすぎなどにより、けがをしてしまったり、ぜん息をおこしてしまったりすることがあるので、整形外科や内科をよく利用します。もうすぐ中学を卒業する私たちですが、医療費助成制度が、長久手市の以外で、高校生まで無料だと聞いてしょげきをうけました。</p> <p>そこで、次の質問をします。</p>
1	<p>(1) なぜ長久手市は、医療助成制度が中学卒業までですが、高校卒業までにしてください。</p> <p>(2) 親の収入で、受けられる人と受けられない人がいるのは、子どもには関係がないので、収入によって、子どもを区別しないで受けられるようにしてください。</p> <p>(3) この子ども医療費助成制度は、予算がかかると思われますが、どのぐらいかかるのかおしえてください。私たちは、病気になって親に迷惑をかけてしまうことがいやなので、安心して学校に行けるようにしてほしい。</p>

受付	子ども議会個人質問 令和4年8月25日	第2号 時 分
----	------------------------	------------

子ども議会発言通告書

令和4年8月25日

長久手市子ども議会議長 殿

長久手市子ども議会議員
北小学校 林 蒼空
内田 琴子

子ども議会の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨
1	<p>学校生活をにぎやかに</p> <p>僕が行っている北小学校では、運動会の行い方が少し変わっています。開会式と閉会式は、6年生のみ、応えんはクラスのテレビに映っている競技映像を見て行っています。これは運動場の広さのえいきょうでなっています。運動会はその場で応えんし、そのパワーをもらって行う行事だと思っています。</p> <p>そこで質問です。</p> <p>運動会は、やっぱりみんなでやりたいので、どうにかすることはできますか。</p>

長久手市とジブリパークについて

1 1月は、長久手市にジブリパークが開園します。私はジブリ映画をよく見るので、開園をとても楽しみにしています。家族でホームページを見たり、予約をとったりもしました。

しかし、たくさんの人々が開園を待っているのに、愛知県はともかく、長久手市にジブリ感がないと感じます。ジブリパークができると、長久手市の観光客も増えると思いますが、長久手市にもっと興味をもってほしいです。長久手市にジブリ感を増やすために、次の質問をします。

- (1) ジブリを連想させるようなしせつや街並み、多様な自然を長久手市により取り入れていくことは可能でしょうか。
- (2) ジブリパークのポスターや広告を、さらにいろいろな公共しせつにはる、などしてジブリパークの知名度を上げることはできますか。

受付	子ども議会個人質問 第3号 令和4年8月25日 時 分
----	--------------------------------

子ども議会発言通告書

令和4年8月25日

長久手市子ども議会議長 殿

長久手市子ども議会議員
西小学校 小西 さくら
稻畑 悠利

子ども議会の規定により下記のとおり通告します。

質問事項及び要旨	
1	<p>ゴミのカラスひがいについて</p> <p>ぼくは登下校で歩いている時に、ネットなどで対策しているゴミ袋をカラスにあさられ、散乱し、道がふさがれて困ったことがある。</p> <p>ここで次の質問させていただきます。</p> <p>(1) ゴミ出しについて具体的なルールはあるのか。 (2) ゴミ出しについて具体的にどんな対策があるのか。 (3) 今、使用しているネットに代わるような、もっとじょうぶなケースは設置できるか。 (4) 地域によって収集時間が異なるので早めることはできなのかな。 (5) ゴミを減量するために、食べ物を残さず食べきってもらえるように市民に呼びかけたらどうですか。</p>

受付	子ども議会個人質問 令和4年9月 2日	第 4 号 時 分
----	------------------------	--------------

子ども議会発言通告書

令和4年9月2日

長久手市子ども議会議長 殿

長久手市子ども議会議員
南中学校 田中 朝陽
林 翔馬

子ども議会の規定により下記のとおり通告します。

質問事項及び要旨	
1	<p>デジタル学習について</p> <p>紙資源の無駄遣い、プリントの紛失、親に情報がいきわたらぬなどの問題点があります。 そこで質問（提案）します。</p> <p>(1) 学校のタブレットの持ち帰りを提案します。 (2) 各学校によって、スクリーンが常設されているところもあれば、そうでないところもあります。 デジタル学習に差がうまれてしまうのではないでしょうか。そこで設備を平等にすることを提案します。</p>
2	<p>プリントのデジタル化について</p> <p>学校で配付されるプリントをデジタル化することは、できませんか。または、そのことを、どのように検討していますか。</p>

受付	子ども議会個人質問 令和4年8月25日	第5号 時分
----	------------------------	-----------

子ども議会発言通告書

令和4年8月25日

長久手市子ども議会議長 殿

長久手市子ども議会議員
市が洞小学校 真田 瑛音
雲寶 翼

子ども議会の規定により下記のとおり通告します。

質問事項及び要旨	
1	<p>地域との交流</p> <p>新型コロナウイルスのえいきょうで、外に出る機会が減って、お祭りが中止になってしまい、友達との交流が減ってしまったので、コロナを配慮しながら、子どもたちが自然とふれあえるイベントや、地域の人との交流ができる機会をふやしてほしいと思うがどうか。</p>

受付	子ども議会個人質問 令和4年8月25日	第6号 時 分
----	------------------------	------------

子ども議会発言通告書

令和4年8月25日

長久手市子ども議会議長 殿

長久手市子ども議会議員
南小学校 高橋 篤彦
上見 善次郎

子ども議会の規定により下記のとおり通告します。

質問事項及び要旨	
1	<p>公園のきけんか所について</p> <p>ぼくは、友達と公園で遊ぶのが好きで、特に恵ヶ池公園や古戦場公園などの広い所でよく遊んでいます。前、休日に恵ヶ池公園で遊んだ時、小さな子がたくさん来ていてとても遊んでいる姿がかわいいなと思いました。しかし、おにごっこをやり始めたある子が坂に面している、金属の古い台のような所にかくれ、にげ回っている様子を目にしました。ぼくはこれを見て足がすべったり急にこわれたりするときけんだなと思いました。この時は何もなかったのですがこれから何か起きるのか分からないので、ぼくはこのことについての取り組みをしてほしいと思うのですがどうですか。</p>

受付	子ども議会個人質問 令和4年9月 2日	第 7 号 時 分
----	------------------------	--------------

子ども議会発言通告書

令和4年9月2日

長久手市子ども議会議長 殿

長久手市子ども議会議員
長久手中学校 松代 鳩太朗
宮田 篤希

子ども議会の規定により下記のとおり通告します。

質問事項及び要旨	
1	<p>公園の設備について</p> <p>ぼくの家の近くの公園は、小学校のときに、分団の集合場所となっていました。しかし、その公園には時計がなく、集合時間を決めていても、時間が分からないので、近くの家に時間を聞いていることがあります。その他にも、時計があっても壊れている公園があり、腕時計がないときに帰る時間などがとても分かりにくくなっています。</p> <p>また、先ほど紹介した公園でボール遊びをしている時に、柵が低いので、よくボールが柵の外へ行ってしまいます。昔は、そこに雑草が多くだったので、ボールを取りに行くのも大変であり坂となっていてとても危険でした。</p> <p>そこで、質問をします。</p> <p>(1) すべての公園に時計を設置できませんか。 (2) 安全にボール遊びができるように柵を高くできませんか。</p>

誰もが使いやすいトイレにするために

私たちが普段使っている公園のトイレですが、遊んでいてトイレに行きたくても、東浦公園ではドアが固すぎて開きにくい事があります。分団の集合場所にもなっていて、小学1年生も使うことがあります。その子の力では開くとは思いません。仮に開いてもよごれていて入るのに抵抗があります。

そこで質問をします。

- (1) 東浦公園のトイレのドアを修理していただけませんか。
- (2) 公園のトイレの清掃のひんどは、どのようにになっていますか。使いづらいといっています。

受付	子ども議会個人質問 令和4年8月25日	第8号 時 分
----	------------------------	------------

子ども議会発言通告書

令和4年8月25日

長久手市子ども議会議長 殿

長久手市子ども議会議員
東小学校 霞上 莉子
鬼頭 ひより

子ども議会の規定により下記のとおり通告します。

質問事項及び要旨	
1	<p>学校生活について</p> <p>私たちの学校では、デジタル教科書使用していません。そこで、私たちは、5・6年の約160人の児童にアンケートをとりました。結果は、賛成が72%（約115人）反対が28%（約45人）でした。</p> <p>約115人の児童がデジタル教科書になることを望んでいます。デジタル教科書にしてはどうでしょうか。</p> <p>メリットにかんしては、ランドセルが軽くなり、上下校の負担をへらすことができます。</p> <p>動画などが見ることができます。・・・（正しい答えを知れる）</p> <p>かく大しゅく小ができる。・・・（文字を見やすく！）</p>

	体育館のエアコン設置について	
2	また、熱中症対策として体育館にエアコンをつけてほしいです。学校の体育館は、災害時にひなん所になるのでクーラーがあることによってかいてきにすごすことができると思います。	
3	水道水をあたたかくすることについて 水道の水が冬とても冷たいです。あたたかくすることはできないでしょうか。あたたかくすることで手を洗う人が増えコロナ対策につながると思います。	

受付	子ども議会個人質問 令和4年9月 2日	第 9号 時 分
----	------------------------	-------------

子ども議会発言通告書

令和4年9月2日

長久手市子ども議会議長 殿

長久手市子ども議会議員
長久手小学校 高木 陵汰
木村 凌久

子ども議会の規定により下記のとおり通告します。

質問事項及び要旨	
1	<p>だれもが安心して外出できる街づくりについて</p> <p>ぼくたちがかよっている長久手小学校の横に歩道橋があります。この歩道橋に関することとで質問します。</p> <p>(1) 階段の真ん中に自転車やベビーカーなどが通れるスロープを造ってもらえませんか。</p> <p>(2) スロープが出来ない場合は、歩道橋の下に横断歩道を造ってもらえませんか。</p>
2	<p>安全な道路について</p> <p>市内の道路について質問します。</p> <p>(1) グリーンロード沿い歩こう者と自転車が分かれているどうろをいろいろな場所にふやしてもらえませんか。</p> <p>(2) カーブミラーのないところで車が出るとあぶないので、カーブミラーもふやしてもらえませんか。</p>

令和4年9月22日

子ども議員のみなさんへ

子ども議会の本番の日まで、いよいよあと10日となりました。

8月25日に作成していただいた質問通告書に対する、市の第1答弁「一般質問・答弁事項整理票」ができましたのでお届けします。

第1答弁を読んでいただき、もっと聞いてみたいことがありましたら、「再質問 質問用紙」に記入して、9月27日（火）までに、各小中学校から長久手市議会事務局へ提出してください。なければ、提出の必要はありません。

8月25日のリハーサルで使用したシナリオを、各学校の質問数に合わせて修正し、本番用のシナリオとして改めて作成しました。

質問や第1答弁、再質問を合わせて、持ち時間10分間、2人の子ども議員で上手に使えるよう、事前に練習してみてください。なお、質問の途中で10分が経過してしまっても、その質問に限り、最後まですることができます。

質問の時の動き（起立、着席、挙手、発言等）について、参考動画を作成しました。本番の動きがよりイメージしやすくなると思いますので、よければ参考にしてください。



←2人で1質問
(北中・西小・市小
・南小)



←1人ずつ別の質問
(北小・南中・長中
・東小・長小)

もし、不安なことや分からないことがありましたら、長久手市議会事務局まで御電話ください。

次に、10月1日（土）当日についての連絡事項です。

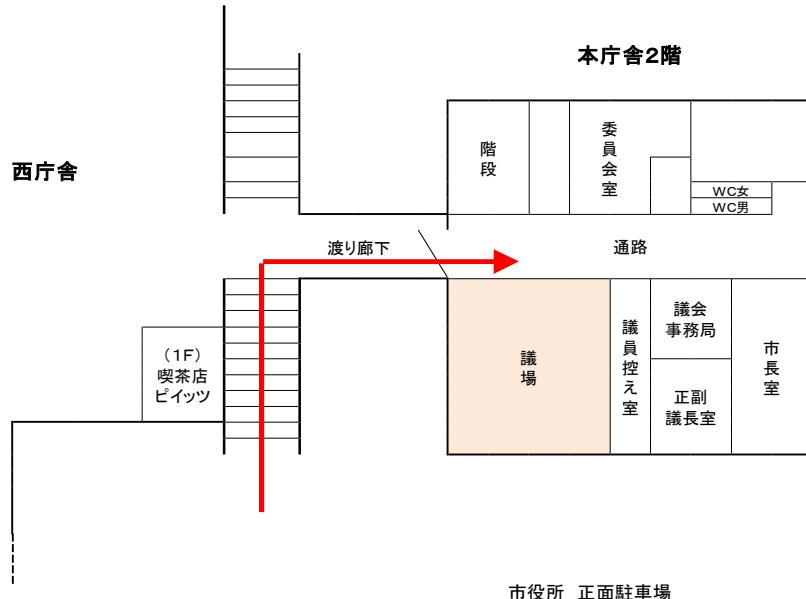
(1) 集合時間について

夏休みに配付した子ども議会のしおり（2ページ）では、当日は9時25分にオリエンテーションを開始するスケジュールとなっていますが、オリエンテーションの内容の都合上、9時20分から始めさせていただくことになりました。

申し訳ありませんが、9時20分までに受付を済ませて議場内の自分の議席に着席できるようにお越しくださいますよう、お願いします。

【裏面も見てください】

なお、10月1日は市役所閉庁日ですので、議場へは西庁舎の外階段から2階に上がり、渡り廊下を渡って議場前の受付までお越しください（下図参照）。



(2) 持ち物について

- ・しおり
- ・本番用シナリオ
- ・市の第1答弁「一般質問・答弁事項整理票」
- ・再質問 質問用紙（再質問がある場合のみ）
- ・筆記用具
- ・お茶

(3) 保護者等の傍聴（参観）について

当日、保護者等が傍聴（参観）される場合は、室内の密を緩和するため、子ども議員1人あたり2名様までとさせていただきます。御協力いただけますよう、みなさんの御家族にお伝えください。

連絡事項は以上です。よろしくお願いします。

10月1日、子ども議員のみなさんの再集結を楽しみに、議場でお待ちしております。

（連絡先） 長久手市議会事務局

電話：0561-56-0628（ダイヤルイン）

FAX：0561-63-5657

保護者の方へ

市制施行10周年記念事業「子ども議会」へ御協力くださりありがとうございます。

本日の「子ども議会」では、子ども議長による議事進行のもと、子ども議員が学校ごとに順番に一般質問を行います。

1校あたり10分の持ち時間で、3校ずつ、休憩を挟みながら質問します。

議場内の傍聴席の数に限りがございますので、傍聴については休憩時間中の入れ替え制とさせていただきます。御理解、御協力をお願ひいたします。

また、子ども議員が集中して一般質問に臨めるよう、傍聴席からの写真・動画撮影は御遠慮くださいますようお願いします。

一般質問順番表(10月1日)

	予定時間	順番	議長	質問議員
グループ1	9:30	①	南中 田中議員	北中 有川琴葉議員 田村梨乃議員
		②		北小 林 苍空議員 内田琴子議員
		③		西小 小西さくら議員 稻畑悠利議員
グループ2	10:20	④	長中 松本議員	南中 田中朝陽議員 林 翔馬議員
		⑤		市小 真田瑛音議員 藤田康太郎議員
		⑥		南小 高橋篤彦議員 上見善次郎議員
グループ3	11:05	⑦	北中 田村議員	長中 松代颯太朗議員 宮田篤希議員
		⑧		東小 鬼頭ひより議員 霞上莉子議員
		⑨		長小 高木陵汰議員 木村凌久議員

11:45～ 子ども議員による報告

市長、議長あいさつ

11:55～ 閉会、集合写真撮影、報道機関からの取材

報道機関からの取材後～12:40まで

・・・ 傍聴席入れ替えのご案内 ・・・

【グループ1】

受付が済みましたら、

北中・北小・西小の子ども議員 及び
田中議長の保護者は傍聴席へ、
それ以外の保護者は委員会室へお入り
ください。

←休憩(約10分)

【グループ2】

休憩中に、

南中・市小・南小の子ども議員 及び
松代議長の保護者は傍聴席へ、
それ以外の保護者は委員会室へお入り
ください。

←休憩(約10分)

【グループ3】

休憩中に、

長中・東小・長小の子ども議員 及び
田中議長の保護者は傍聴席へ、
それ以外の保護者は委員会室へお入り
ください。

←休憩(約5分)

傍聴席での傍聴は、各ご家庭1名となります。休憩時間が短いので、あらかじめ御相談の上、移動の準備をお願いします。それ以外の保護者は、委員会室へお入りください。

議場内のどこでも撮影していただけます。

アンケートのお願い

今回の子ども議会への御参加にあたって、お子様の様子や傍聴した感想等、お気づきの点がございましたらお聞かせください。

子ども議会についてのみではなく、本市議会に対する御意見でも結構です。今後の議会運営の参考とさせていただきます。

いただいたご感想やご意見の中から、議会広報誌「ぎかいたいむ」などの記事にさせていただくことがございます。その場合はこちらから連絡させていただきますので、差し支えなければ連絡先の御記入もお願いいたします。

☆ お帰りの際、アンケート回収BOX（受付に設置）へ入れてください。

氏名 ()	連絡先 TEL ()
--------	-------------

もし、本日はお急ぎで記入できない場合は、お子様の様子や傍聴した感想等、お気づきの点等をメール本文に入力し、10月3日（月）までに下記のメールアドレスに送信いただけすると幸いです。

御協力ありがとうございました。

長久手市議会　〒480-1196 長久手市岩作城の内 60 番地 1

TEL：0561-56-0628 FAX：0561-63-5657

メールアドレス：gikai@nagakute.aichi.jp

子ども議員アンケート、感想用紙

子ども議員名【

】

子ども議会に参加していただきありがとうございました。次回の「子ども議会」に向けて参考にしたいと思いますので、以下のアンケート、感想にご協力ください。尚、感想については議会広報誌「ぎかいたいむ」に掲載する予定ですが、紙面の都合上、全員掲載することはできませんので、ご了承ください。また、アンケート、感想用紙は10月7日(金)までに、各学校へ提出してください。ご協力よろしくお願ひします。

アンケート(ア～エのどれか1つに○をつけてください)

1 選挙によって選ばれる市長、議員で構成される地方公共団体と議会の仕組みについて、理解が深まりましたか。

ア かなり深まった イ 少し深まったく ウ 深まらなかった エ わからない

2 質問を通して、思いや考えを市に伝えることができましたか。

ア 十分伝えることができた イ 少し伝えることができた
ウ 伝えることができなかつた エ わからない

3 質問に対する市の答えはどうでしたか。

ア よくわかった イ 少しわかった ウ わからなかつた
エ どちらともいえない

4 子ども議会に参加して、市議会への興味・関心が高まりましたか。

ア すごく高まったく イ 少し高まったく ウ 変わらない エ わからない

5 子ども議会に参加して、長久手市のまちづくりへの興味・関心が高まりましたか。

ア すごく高まったく イ 少し高まったく ウ 変わらない エ わからない

6 将来、選挙にいきますか。

ア 必ず行く イ どちらかといえば行く ウ 行かない エ わからない

感 想

アンケートの項目や他の児童生徒の質問を聞いて感じたこと、リハーサルから本番までで困ったことなども含めて、書いてください。

令和4年9月26日 議会運営委員会

長久手市議会と長野県南木曽町議会との交流事業について

1 実施日

令和4年10月17日（月）

2 参加者

本市議会議員18名、事務局長、課長随行2名 合計20名

3 目的

平成18年、木曽川の水が結ぶ自治体として、文化、観光、産業等を通して交流を深めるために長野県南木曽町と友好提携を結びました。

その後、平成24年、災害時相互応援協定も結び交流を深めています。

これまでにも、議会で先方を訪問したことはありますが、さらに、2つの自治体間の交流を深めるため、南木曽町議会との交流の機会を設けます。

4 移動手段

市バス

5 行程概要

8：50 集合

9：00 長久手市役所出発

10：50 長野県南木曽町 （株）勝野木工 着

11：00～12：00

本市の出産祝い事業木のおもちゃなど本市にゆかりのある（株）勝野木工様から講話・製材所視察

※途中、移動しながら 桃介橋（国の重要文化財）視察

13：00 妻籠町並み交流センター着

13：05 南木曽町議会議員と昼食

13：40～14：40 交流 重点又は新規施策等の情報交換（予定）

※子ども議会、ＩＣＴ（ペーパレス化）

14：40～15：10 妻籠散策

15：10 南木曽町発

17：00 長久手市役所着

6 その他

新型コロナウィルス感染症の状況に留意しつつ、引き続き南木曽町議会と調整を進めていきます。